

平成 20 年 11 月 11 日

加盟団体各位

財団法人 日本卓球協会
専務理事 前原 正浩



帰化選手に関する新ルールについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本会事業に多大なるご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2008 年 9 月 1 日以降に帰化をし、世界タイトル大会^{*1}に出場する場合、下記に該当する年齢により世界タイトル大会への出場が制限されることになりました。

つきましては、下記の説明をご参照いただき、該当する選手がいる場合は ITTF に登録をする必要がありますので本会事務局（担当：田部）にお問い合わせください。

なお、2008 年 8 月 31 日以前に帰化をし、本会を通じて ITTF に登録申請済みの選手もしくは世界タイトル大会に出場経験のある選手については申請の必要はありません。

敬具

記

* 2008 年 3 月、国際卓球連盟（以下、ITTF）理事会においての帰化選手に関する決定事項
以下、平成 20 年 3 月 7 日理事会、木村副会長報告資料抜粋

①ある協会から別の協会に異動し、その新しい協会を代表して^{*2}ITTF の世界タイトル大会に出場しようとする選手はその協会を通じて ITTF に選手登録をしなければならない。

②上記により ITTF に登録した選手の世界タイトル大会への出場は次の制約を受ける。

A) 登録した時の年齢が 15 歳未満の場合、登録後 3 年間はその協会の代表選手となれない。
B) 登録した時の年齢が 15 歳以上、18 歳未満の場合、登録後 5 年間はその協会の代表選手となれない。

C) 登録した時の年齢が 18 歳以上、21 歳未満の場合、登録後 7 年間はその協会の代表選手となれない。

③上記①に基づき ITTF に登録しようとする時の年齢が 21 歳以上の場合、ITTF はその選手の登録を認めない。また、その選手はその協会を代表して世界タイトル大会には出場できない。

解説：これまでの規則では、前の協会でオリンピック・世界タイトル・大陸大会に出場した実績のない選手は国籍を取得すれば、新しい協会を代表して世界タイトル大会に出場できた。

国籍を取得すれば、いつでも新しい協会から出場することができる規程は世界の卓球愛好家だけでなく、一般人からも疑義を感じられるようになってきている。それは卓球への興味・関心を失わせることに結びつき、大きな損失になる。また、ITTF が予算とマンパワーを投入してバックアップしている卓球普及・発展に力を入れている協会の努力や若い選手の成長努力への意識を損なわせることになる。それを避けたいというのがこの提案のバックグラウンドである。

*1 世界タイトル：世界選手権大会・ワールドカップ・ワールドチームカップ・世界ジュニア選手権大会

なお、プロツアー・オープン国際・国内の大会への出場はこの新規程の適用はない。大陸選手権は、各大陸協会ですべてどのようにするか決定する。

*2 帰化：例えば、帰化後、中国卓球協会から日本卓球協会に登録後、日本代表として世界タイトル大会に出場しようとする場合。

2008年10月 ITTF 執行委員会ミーティング決定事項一部抜粋

2008年9月1日以前に新しい協会の国籍を取得し、その時点のITTFの参加資格規則によって、その協会を代表して世界タイトル大会に参加する権利を持った選手は、その参加資格は維持され、新参加資格の対象とはならない。この解釈適用は直ちに実施される。

以上